

都市ガス供給仕様書

- 1 件 名 開南学校給食センターで使用する都市ガス供給業務
- 2 供給場所 那覇市泉崎1丁目1番6号 開南学校給食センター
- 3 仕 様
 - (1) ガスの種類 都市ガス13A
 - (2) 標準熱量 一般ガス導管事業者が定める一般ガス小売供給約款による
 - (3) 供給圧力 低圧
 - (4) 対象メーター
 - ① 調理場用(厨房、ボイラー) 65号ガスメーター
 - ② 空調用 10号ガスメーター
- 4 供給期間 令和7年8月分検針終了後から令和9年8月検針日まで
- 5 予定使用量
 - (1) 月別予定使用量 別紙のとおり
 - (2) 年間予定使用量 別紙のとおり
 - (3) 予定最大ガス量 48 m³/h(調理場用 39 m³/h、空調用 9 m³/h)

※予定最大ガス量とは、1年間を通じて1時間あたりの最大ガス使用量をいい、原則としてこれを超えないものとする。

※予定最大ガス量を変更する場合は、那覇市とガス小売事業者とが協議のうえ決定する。
- 6 計量及び検針日
 - (1) 計量 各月のガス使用に係る計量は、一般ガス導管事業者が設置した計量器により、算定した数量とする。
 - (2) 検針日 毎月1回一般ガス導管事業者が定める検針日に、一般ガス導管事業者が設置した計量器により検針を行うものとする。
- 7 保安
 - (1) ガス小売事業者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス工作物の末端バルブより先に接続されるガス消費機器の調査、危険発生防止の周知に関する責任を負うものとする。
 - (2) 本支管等から末端バルブを含むガス工作物については、一般ガス導管事業者が保安責任を負うものとする。
- 8 緊急時(災害時を含む)の保安体制

緊急対応が発生した場合は、ガス小売事業者は、一般ガス導管事業者と連携し、迅速かつ適切に対応するものとする。
- 9 ガス料金の計算方法
 - (1) ガス料金の算定は、1月(前月の検針終了後から当月の検針時までの期間をいう)の使用量により行うものとする。

- (2) 毎月のガス料金は基本料金＋（従量料金単価（基準単位料金±原料費調整額）×使用量）とする。
※消費税及び地方消費税相当分を含む。
- (3) 基本料金及び基準単位料金は入札金額の積算根拠となる算定内訳書又は逓減型料金体系明細書に基づく単価契約とし、原料費調整額については、一般ガス導入業者が適用する金額とする。
- (4) ガス使用量の単位は、立方メートルとし、その端数は小数点第1位以下端数を切り捨てる。
- (5) ガス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

10 支払方法

ガス小売事業者は、毎月、ガス料金の算定後速やかにその代金の請求を行うこととし、那覇市はガス小売事業者が定める供給条件等の規定に基づきその代金を支払うものとする。

11 秘密の保持

ガス小売事業者は、業務上知り得た情報並びに事項については、他に漏らしてはならない。また、供給期間終了後も同様とする。

12 その他

- (1) この仕様書に定めのない供給条件については、需要場所におけるガス小売事業者が定める供給約款、選択約款に係る実施要綱等、また一般ガス導管事業者の託送供給約款をもとに協議するものとする。
- (2) 本契約を締結することに付随して、ガス使用設備に対してガス小売事業者が提供可能なサービス、提案等があれば、別途関係資料等を提出すること。

年間予定使用量

単位：m³

	調理場用（厨房、ボイラー）	空調用	月別合計
4 月	864	379	1,243
5 月	920	850	1,770
6 月	1,091	1,198	2,289
7 月	1,018	1,837	2,855
8 月	687	2,601	3,288
9 月	280	1,382	1,662
10 月	890	2,326	3,216
11 月	857	2,276	3,133
12 月	991	1,660	2,651
1 月	958	584	1,542
2 月	1,029	293	1,322
3 月	1,025	173	1,198
合計	10,610	15,559	26,169

※いずれも低圧

※令和6年4月～令和7年3月のガス使用量実績に基づき、予定使用量を設定する。

※予定最大ガス量 48m³/h（調理場用39m³/h、空調用9m³/h）

予定最大ガス量とは、1年間を通じて1時間あたりの最大ガス使用量をいう。

※予定使用量は、積算のための参考数値であり、都市ガスの使用量を保証するものではない。